

(介護予防)短期入所生活介護「夢の里」重要事項説明書

〈令和 7年 4月 1日〉

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	短期入所生活介護 夢の里
・開設年月日	平成30年 2月15日
・所在地	長崎県南島原市西有家町龍石 5050-1
・電話番号	0957 (82) 8282
・ファックス番号	0957 (82) 8220
・代表者	施設長 石川 恵子
・介護保険番号	短期入所生活介護 (介護保険事業者番号 4272500648)

(2) 短期入所生活介護事業所の目的と運営方針

【事業の目的】

当事業所は、短期入所生活介護計画に基づき、『住まい・暮らしの場』であると定義した上で、要介護者（介護予防にあたっては要支援者）に対し、生活行為、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことで、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう、適切なサービスを提供することを目的とする。

【運営方針】

当事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って短期入所生活介護サービスの提供に努めます。

当事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める事を方針とします。

また、ボランティアを積極的に受け入れ、そのほか地域住民との交流を図り、地域に根ざした施設を目指します。

(3) 職員体制

令和 7年 4月 1日 現在

職種	員数	職務内容
施設長(管理者)	1名	施設の業務を統括する
医師(非常勤)	1名	入居者の医学的管理を行う
看護職員	1名以上	診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する
介護職員	4名以上	医学的管理の下で介護を行う
生活相談員	1名以上	入居者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施並びに職種間サービス提供上の連絡調整に従事する
介護支援専門員	1名以上	施設が行うサービスの内容やケアプランの作成
管理栄養士	1名以上	栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養を管理する
機能訓練指導員 (看護職員兼務)	1名以上	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練及び指導に従事する
調理員	3名以上	献立表に従い、管理栄養士の指示のもと調理を行う(特養)
事務職員	2名以上	利用料の請求や施設内での入居者の金銭管理を行う

*夜間は、看護職員または介護職員が2名体制

*職員体制 特別養護老人ホーム夢の里と兼務

(4) 主な職員の勤務体制

職種	勤務体制
1 医師	木曜日：15:00～17:00
2 介護職員	日勤：8:00～17:00 早出：7:00～16:00 遅勤：10:00～19:00 夜勤：16:30～9:30
3 看護職員	日勤：8:30～17:30 早出：8:00～17:00

4 管理栄養士	日勤：8：00～17：00
---------	---------------

(5) 入居定員等

入居定員 10床

専用利用

	部屋	1階	2階
居室 一人部屋	10室	10部屋	
共同生活室	1部屋	1部屋	
介護浴室	1部屋	1部屋	

共用利用

特浴室	1部屋	1部屋	
脱衣室	1部屋	1部屋	
医務室	1部屋	1部屋	
調理室	1部屋	1部屋	
理美容室	1部屋	1部屋	
家族宿泊室	1部屋		1部屋
事務室	1部屋	1部屋	
相談室	1部屋	1部屋	
ボランティア室兼会議室	1部屋	1部屋	
地域交流スペース	1部屋	1部屋	

2. サービス内容

- ① 短期入所生活介護・介護予防入所生活介護計画の立案
- ② 食事（原則として食堂でおとりいただきます。）
- ③ 排泄
- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。週に最低2回ご利用いただけますが、身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 介護
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

- ⑩ 理美容サービス（契約業者と日程調整し実施）
- ⑪ 行政手続きの代行
- ⑫ その他

*これらのサービスの中には、入居者からの基本料金とは別に利用料を頂くこともあります。また、年に1回の健康診断は全額自己負担となりますのでご了承ください。

3. 生活サービス

当事業所入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

食事 : 朝食 午前 8時00分より
昼食 午後 12時00分より
夕食 午後 6時00分より

*食事の時間は原則です。ご希望の時間に提供させていただきます。

また、原則として各ユニットの食堂でおとり頂きます。

*食事は美味しくいただけるように、健康状態や機能に応じて調理法を工夫し、食べやすい食事形態で提供いたします。

理美容 : 理美容の代金は別途料金をいただきます。

シーツ交換 : 週1回実施します。

社会生活上の便宜 : 当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするために、適宜レクリエーションや行事を企画します。

4. 協力病院

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただいております。

(協力医療機関)

名称	石川内科病院
住所	長崎県南島原市西有家町里坊25番地1

名称	長崎県島原病院
住所	長崎県島原市下川尻町7895番地

名 称 公立新小浜病院
住 所 長崎県雲仙市南本町93番地

(協力歯科医療機関)

名 称 草野歯科医院
住 所 長崎県南島原市南有馬町乙903番地

5. 当事業所利用に当たっての留意点

- ・面会 午前10時～午後8時
受付にある面会簿にお名前の記載をお願い致します。
体調の悪い方や下痢・嘔吐の方がご家族内にいらっしゃる場合は、
ご面会を控えて下さるようお願いいたします。
感染症状況に応じて面会制限を設けることがあります。随時嘱託医と
相談の上検討いたしますので、ご了承ください。
- ・外出 外泊 医師の許可が必要です。ご予約があれば早めにお申し出ください。
お盆やお正月など施設側よりお勧めする場合もございます。
- ・飲酒 喫煙 建物内での飲酒はご遠慮ください。喫煙は全館禁煙となっております。
- ・火気の取扱い 原則、禁止しております。
- ・設備、備品等の持ち込み 家電製品など持ち込みをされる場合にはお気軽に
ご相談ください。
- ・電化製品持込使用費用 1日 50円の負担をお願いいたします。
(例 テレビ/冷蔵庫/電気毛布/電気湯たんぽ等)
・携帯電話は充電料金として1日10円お願い
いたします
- ・金銭 貴重品の管理 当事業所は盗難、紛失の責任は負いかねますので、持込
みは極力ご遠慮ください。ご家族様で管理をお願い
いたします。
- ・外泊等の施設外での受診 原則としてできません。体調不良等あれば、まずは
夢の里にご連絡ください。
- ・宗教活動 政治活動 原則、禁止しております
- ・ペットの持ち込み 原則、禁止しております。
- ・飲食物の持ち込み 原則、禁止しております。

事故発生時の処理体制・手順

事業所又は施設名	短期入所生活介護 夢の里
申請するサービス種類	短期入所生活介護
<ol style="list-style-type: none"> 1 事故が発生した場合は、施設長に連絡すると共に速やかに家族代表者に連絡を行い利用者又は家族代表者の同意を得た上で、必要に応じ関係公共機関等への報告を行う。 2 事故の状況及び事故に際して採った処置や緊急事態が発生した場合は記録する。 3 事故発生の原因を究明し、再発防止のための対策を行う。 4 事故発生の原因が利用者に対する損害すべき事故の場合は、速やかに損害賠償を行う 	

8. 非常災害対策

防火管理者には施設職員を充てます。

- ・非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼します。
- ・非常災害設備は常に有効に保持するよう努めます。
- ・災害の発生や風水害や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたります。
- ・防火管理者は事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・年2回以上
（うち夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害設備の使用方法の徹底・・・・随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

9. 苦情・相談について

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、お気軽にご相談下さい。

利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要

事業所又は施設名	短期入所生活介護 夢の里
申請するサービス種類	短期入所生活介護
<p>1 利用者からの相談又は苦情等に対する常設の窓口（連絡先）、担当者の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口：施設長 石川 恵子 ただし、担当者が不在の場合は他の職員が対応する ・受付時間：月曜日～土曜日 ・方 法：電話、訪問、来所、ご意見箱（玄関に設置） ・苦情解決責任者：施設長 石川 恵子 ・当事業所以外 <ul style="list-style-type: none"> 島原地域広域市町村圏組合 電話 0957 (61) 9101 南島原市役所福祉事務所福祉課 電話 0957 (73) 6651 長崎県国民健康保険団体連合会 電話 095 (826) 1599 	
<p>2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制と手順</p> <p>苦情を受け付けたら、苦情の内容を確認し、原因を調べるため情報収集する。事実関係を文書化し、利用者、家族、職員の3者で話し合いの場を設ける。職員は、それぞれに応じた対応策を考えて話し合いに臨み、原因を明らかにした後、処理に必要な連絡調整及び申請手続き等を行い対処いたします。</p> <p>利用者側が、納得できない点については、希望を確認し、納得していただけるような改善策を再検討し、改善できることは速やかに対応して参ります。</p>	
<p>3 その他参考事項</p> <p>苦情の発生については、十分配慮すると共に、発生の予防の為に入居者等との連携に努める。また、自治体やサービス事業者等とも綿密な連携、情報収集を図り、利用者等が安心できるサービスを得られるような体制作りを心がけて行く。</p>	
<p>4 結果の公表</p> <p>個人情報等を考慮した上で、文書化した書類は玄関に掲示し公表致します。</p>	

第三者委員

林田 真理子様 社会福祉法人 白寿会
特別養護老人ホーム 緑ヶ丘荘
長崎県南島原市南有馬町己 234 番地 1
電話番号 0957-87-4314
F A X 0957-87-5390

隈部 エリ子様 長崎県南島原市在住
夢の里 評議員

10. 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して参加ができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について全職員に周知徹底を図ります。
- ・虐待防止のための指針の整備を行います。
- ・虐待防止のための定期的な研修を実施します。
- ・虐待防止に関する担当者を設置しています。

11. 感染症対策について

当事業所は感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底のため、感染予防と感染症発生時の指針・マニュアル等の整備、研修や訓練の実施を行い、あらゆる感染症拡大防止に努めます。

- ・あらゆる感染症対策の為に、感染対策検討委員会を構成し、おおむね3ヶ月に1回以上開催を行います。
- ・行政や地域の情報収集と関係機関より出されたガイドライン等新しい情報を入手し対策へとつなげ、また感染対策委員会の結果については、全職員へ周知徹底を行います。
- ・施設における感染症予防及びまん延防止のための指針の整備を行います。
- ・感染症拡大防止の為、会議や研修においては感染状況に応じオンラインや書面で開催する場合があります。

1 2. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する必要な介護サービスの提供を継続するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画書に従い必要な措置を行います。

- ・従業者に対し業務継続計画について周知を徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。
- ・災害時には地域との連携を強化し、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるようにしていきます。

1 3. 身体拘束について

身体的拘束の適正化のための指針を整備します。

当事業所は、原則として入所者様に対する身体拘束を行いません。

ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、身体拘束について入所者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容の説明を家族へ行き、記録し5年間保存します。

- (1) 緊急性 : 直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性 : 身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限りします。
- (3) 一時性 : 入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合等は、直ちに身体拘束を解きます。

1 4. ハラスメントについて

当事業所は、職員の言動等に起因するあらゆるハラスメント行為を禁止します。

1 5. 事業所の指針

明るく 楽しい 暮らし

「おはよう」「おやすみなさい」と、あたりまえの生活。

「思いやりの心」「いたわりの心」は、あたりまえの気持ち。

いつも笑顔を忘れず、こころにゆとりを持って、チームワークを大切にします。

16. その他

この重要事項説明書に定めのない事項については、介護保険法令その他証法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(介護予防) 短期入所生活介護「夢の里」 利用同意書

(介護予防) 短期入所生活介護「夢の里」を利用するにあたり、入所利用契約書及び重要事項説明書の内容に関して、担当者より説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

契約者

利用者 住所

氏名

代筆者 氏名

〈 続柄 〉

家族代表者 住所

氏名

〈 続柄 〉

事業所 住所地 長崎県南島原市西有家町龍石 5050-1

名 称 社会福祉法人 桃天会
短期入所生活介護 夢の里

代表者 理事長 石川 和仁

説明者 所属 生活相談員
氏名 南 崇雅